

目 次

共通的事項

重点計画事項

(分野横断的な取組)

- 1 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行
- 2 「構造改革特区」等による「官製市場」改革の推進
- 3 我が国の国際的な魅力向上のための規制改革
- 4 「規制改革集中受付月間」の推進
- 5 規制に関する基本ルールの見直し

(分野別各論)

- 1 IT
- 2 競争政策
- 3 法務
- 4 金融
- 5 教育・研究
- 6 医療・福祉
- 7 雇用・労働
- 8 農林水産業
- 9 エネルギー
- 10 住宅・土地・公共工事・環境
- 11 運輸

(別表1) 特区别表2(第2次募集追加分)関係

(別表2) 特区别表2(第3次募集追加分)関係

(別表3) 規制改革集中受付月間[平成15年6月]関係
(平成15年9月19日報告(閣議))

(別表4) 規制改革集中受付月間[平成15年6月]関係
(別表3に含まれない検討等事項)

(別表5) 特区别表2(第4次募集追加分)関係

(別表6) 規制改革集中受付月間[平成15年11月]関係
(平成16年2月27日報告(閣議))

(別表7) 規制改革集中受付月間[平成15年11月]関係
(別表6に含まれない検討等事項)

(別表8) 「地域再生推進のためのプログラム」別表2関係

分野別措置事項

- 1 IT関係
 - ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進
 - イ 電気通信事業における競争政策の推進
 - ウ IT利活用の推進
 - エ 電子政府・電子自治体の推進
 - オ その他
- 2 競争政策関係
 - ア 独占禁止法のエンフォースメント（ルールの実効性を確保するための手段）の見直し・強化
 - イ 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化
 - ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化
 - エ 企業の経済活動を活性化する等のためのその他の措置
 - オ 政府調達制度の見直し
 - カ 公共施設・サービス等の民間開放の促進
- 3 法務関係
 - ア 国民が利用しやすい司法制度の実現
 - イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備
 - ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備
 - エ 国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）
 - オ その他
- 4 金融関係
 - ア 銀行
 - イ 協同組織金融機関
 - ウ 証券
 - エ 保険
 - オ その他
- 5 教育・研究関係
 - ア 教育主体等
 - イ 初等・中等教育
 - ウ 高等教育
 - エ 研究開発等
- 6 医療関係
 - ア 情報
 - イ 事務効率化、IT化

- ウ 保険者機能
- エ 診療報酬
- オ 経営の近代化、派遣
- カ 医薬品等
- キ 教育、臨床研修、資格
- ク その他（救急医療、小児医療、医療事故対策等）
- 7 福祉・保育等関係
 - ア 介護
 - イ 保育
 - ウ 障害者施策
 - エ 社会福祉法人
 - オ 年金
 - カ その他
- 8 雇用・労働関係
 - ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革
 - イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革
 - ウ 新しい労働者像に応じた制度改革
 - エ 事後チェック機能の強化
 - オ 労災保険の見直し及び雇用保険事業の民間開放の促進など
 - カ その他
- 9 農林水産業関係
 - ア 農業・農産物等
 - イ その他
- 10 流通・サービス業関係
 - ア 医薬品等
 - イ その他
- 11 エネルギー関係
 - ア 石油
 - イ 電気事業
 - ウ ガス事業
 - エ その他
- 12 住宅・土地、公共工事関係
 - ア 住宅・土地
 - イ 公共工事
 - ウ 公共施設・サービス等の民間開放の促進
 - エ その他

- 13 運輸関係
 - ア 自動車交通等
 - イ 海運・港湾
 - ウ その他
- 14 環境関係
 - ア リサイクル・廃棄物
 - イ 地球温暖化
 - ウ ヒートアイランド
- 15 危険物・保安関係
 - ア 燃料電池関連分野関係
 - イ 高圧ガス保安法関係
 - ウ 労働安全衛生法関係
 - エ 消防法関係
 - オ その他
- 16 基準認証等関係
 - 別添
- 17 資格制度関係
 - 別添

- (注1) 本計画は、平成16年3月31日時点を措置状況の判断基準にしている。
- (注2) 総合規制改革会議による「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日)の具体的施策等を「重点計画事項」として列記している。ただし、において平成15年度中に措置が完了する事項については、本計画の措置事項に該当せず、「分野別措置事項」においては再掲していない。なお、は、各関連事項も含めて措置内容を記述している等のため、当該における措置事項と記述内容が必ずしも一致しない場合があるが、その場合は、における記載に従う。
- (注3) における各措置内容の後に付記した括弧書き(例:(運輸ア)等)は、における掲載箇所を示している。
- (注4) における「前計画等との関係」欄では、各個別事項と、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)(=「計画」)、「重点計画事項」(=「重点」)等との対応関係を明らかにし、該当する分野名(略称で記載)及びその記載箇所を明示している。